

# 伊方訴訟ニュース

第 53 号

1978年1月20日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-5 第1神明ビル  
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

## 「伊方原発すぐ傍のトイの再調査を」 2号炉異議申立て住民ら追及

すでに訴訟ニュース50および51号でお知らせしましたように、現在継続中の伊方原発2号炉の異議申立に先立って、伊方の住民らは漁民の協力を得て、伊方原発沖合の海底地形を漁群探知機で調査しました。その結果、放水口のすぐ傍の海底に、巾700~800メートル、深さ15~20メートルの海溝が、東西約25キロメートルにわたって存在していることを確かめたのです。この溝については、地元の漁民の人たちは前から知っており、トイという名称で呼んでいることも判明しました。

2号炉の口頭異議申立の席上、この調査結果をつきつけられた科学技術庁の松田原子炉規制課長は、「そんなことは聞いたことがない。必要なら再調査もあり得る」と答弁していました。しかし、地元での騒ぎが大きくなりそうな気配にあわてた四国電力は、原子力部次長をわざわざ松山に送り、「トイについては安全審査で検討済みで、伊予灘の激しい潮流によって生じたもので、中央構造線と関係ない」と釈明につとめました。そして、四国電力からの注意を受けたのでしょうか、科学技術庁も前言をひるがえして、「審査済みで問題ない」と異議申立団に回答を送ってく

るという有様でした。

もちろん申立人ら住民は納得せず、さる12月5日には、生越忠教授を招いて学習会を開き、同教授から、「トイは氷河期の川で中央構造線と推定される。真相はボーリング調査で判明する」との助言を得て一そう自信を深めています。もちろん科学技術庁は、安全審査の権威にかけて、ボーリング調査は拒否していますが、地元では、国会に現地調査の請願書を提出するなど、粘り強い闘いを続けています。以下は、異議申立団長の矢野浜吉さんからの訴えです。

### 何故国会に請願したか

伊方原発2号炉異議申立人  
矢野浜吉

伊方原発2号炉の地先の海に幅凡そ6百米長さ20数キロ米深さ40米の海溝があることを漁群探知機によって地元住民が明確にしました。この海溝は、天竜川、紀の川、吉野川更に愛媛県の北側を西に走って九州に達しております中央構造線の一部ではなかるうかと云うことになりました。私共は建設許可取消の口頭による異議申立の際も其の後も再三、ボーリング調査をしてこれが中央構造線

であるかどうかを確かめて下さいと科学技術庁に要求しました。しかし、科学技術庁はこれは中央構造線ではない。潮流か、何かの理由で出来たので、音波による調査の結果も安全上支障はないと、ボーリング調査を拒否されました。

私共はこの回答に納得出来ません。中央構造線とは大昔、全く地質の異った陸と陸とが接触した際、接点に出来た断層だそうであり、和光大学の生越教授によりますと、陸と陸とが接触した際、其の接触部面はおそらくY字型となっていたらう。この接触地点即接点の下部は、地中に埋まって新層となり、上部はV型の谷となった。この谷に水が溜って川となり、土砂が集って洪積層を造り、更に沖積層を造り、やがて川幅も広くなり、愛媛県の北側を陸地に沿って九州方面に流れたであろう。この川は今から凡そ2万年前、氷河が溶けて海水が増加し、瀬戸内海の海面が150米も上昇した際、海に沈んで其の川の残形が現在残って海溝となり、この下に中央構造線があると推定しておると、八西協会長川口寛之宛の生越教授の意見書に書いてあります。

したがって、この海溝が中央構造線であるかどうかを確かめるためには、陸と陸とが接触したとき出来たであろうY字型の接点の其の下部を、ボーリング調査することにおいて

のみ証明出来ると思います。しかるに、科学技術庁は接点の上部の沖積層と洪積層とを音波によって探査し、これでもって中央構造線でないと断定し、この海溝は潮流か、何かの理由で出来たもの、原発建設に支障はないと回答して来ました。この回答は無智で無力な住民を、事実を無視して言葉でごまかし、電力補給を理由にして、一部住民の生命と財産の犠牲を認めた非民主的な封建政治への逆戻りだと思えます。科学技術庁が公平であるなら、海上より接点めがけてボーリングを打ちこみ、大昔、陸と陸とが接触した際出来たであろう断層が、有るか無いかを証明して見せてこそ真の回答であると思えます。私共はどうしてもボーリング調査をしてもらいたいと思えます。

中央構造線は地球の内部に10キロ米も突こんでいるそうです。この海溝が中央構造線でありました場合は、海溝に直面した伊方の山の斜面を削ってひな壇を造り、其のひな壇に広大で、しかも高重量の資材を使って尚其の上に原発二基を並べて建設するのでありますから、軽度の地震にも堪え得ようとは思いません。

私共は県民数十万の生命と財産の安全を願って、思い切って国会に、ボーリングをして調査して下さいとお願いしました。

## 記 録

### 被告申請証人の証言に対する意見書

原告 川口寛之  
外三四名  
被告 内閣総理大臣

右当事者間の御庁昭和四八年(行ウ)第五号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件について、原告らは、被告申請の各証人の

証言に対して次のとおり意見を述べる。

昭和52年10月17日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 新谷 勇人	弁護士 井門 忠士
同 浦 功	同 岡田 義雄
同 奥津 亘	同 熊野 勝之
同 崎間 昌一郎	同 佐々木 斉
同 柴田 信夫	同 菅 充行
同 田原 睦夫	同 仲田 隆明
同 中元 視暉輔	同 畑村 悦雄
同 平松 耕吉	同 藤原 周
同 藤原 充子	同 分銅 一臣
同 本田 陸士	同 藤田 一良

松山地方裁判所

民事第一部 御 中

記

裁判所は、被告申請の証人としては、内田秀雄をはじめとして計九人を調べた。これらの被告申請の各証人は、被告のいう専門家とは何であるかということを実に明白にしてくれた。

すなわち、被告が常時言うところの専門家とは、住民、国民の安全を考えるのではなく、政府、大企業の利益を考えているにすぎない人々であり、また原子力発電所について実証されていないこと、未解決のこと及び科学的に解決困難あるいは不可能なこと等の事実をして原子力発電所は安全であると不当評価できる人々である。要するに、被告のいう専門家は、住民、国民の眼から真実を隠蔽しようとする者達のことである。

それ故、被告申請の各証人は、原告代理人らの反対尋問に対して例外なく立往生し、証言することができなくなった。

原告は、以下に、被告申請の右各証人の証言のどこが虚偽であり、どこが真実を隠蔽しきれずに事実を認めたかについて論じて、右各証人の証言に対して意見を述べることにする。

## 第一 証人内田秀雄の証言について

一 信憑性に欠けた証言内容

証人内田の証言には、以下に示すように、明らかに虚偽の部分や、相互に矛盾した内容が含まれており、その信憑性は極めて低い。

まず、客観的に判断して、明らかに虚偽の証言である箇所を列記する。

1. 本件安全審査において、伊方原子力発電所の排気筒から、平常時および事故時に放出される気体状放射能の、大気中での拡散希釈は、バスキルの式で推定されている。しかし、バスキル式が適用可能なのは平地に限られていることは周知の事実で、被告もこれを認めているとおりである。

そのことに関連して、現地での拡散実験をやるべきでなかったかとの原告代理人の質問に対し、内田は、「例えば発電所の前に、すぐ山があるとか、そういうような拡散を妨げるとかいうようなものがあつた時に、これを修正する手法としては必要」(第三回証言調書九八頁)と証言した。

これに対し、同原告代理人から「(伊方)原子炉のすぐ後ろは山ですね」と聞かれるや、「現在は、そこ、どうなっているか知りません」と、現地調査をし、現地の地形を前提としたはずの本件安全審査に関わった者としてはとうてい考えられないような証言で逃げようとした。

2 米国科学アカデミーの下に組織された、

いわゆるBEIR委員会の報告は、低線量領域での放射線障害の推定に関して、最も権威のあるものとされている。

右BEIR報告についての原告代理人の質問に対し、内田は、「そういうものがあるということは聞いておりますけど、内容はよく知りません」（同一〇二頁）と証言している。

しかし、BEIR報告の結果は、同証人が何度も引用しているラスムッセン報告においても事故時のガン障害や遺伝障害の発生数の推定に用いられているのである。従って、もし同証人がほんとうにBEIR報告の内容を知らないというのであれば、同証人がラスムッセン報告を読んだということも疑わしく、その評価を述べる資格もまったく無いということになる。

3 本件安全審査では、伊方原子力発電所に関する災害評価に際して想定された一次冷却材喪失事故時にも炉心は溶融しないとして、それがもたらす原告ら周辺住民の災害が、極端に低く評価されている。

このことに関し内田は、伊方原子力発電所と同型の先行炉である美浜一、二号および高浜一、二号については、安全審査報告書に、「炉心内の全燃料が溶融したと仮想する」と明記されている事実は認めたと（同一五〇頁、一五九～一六〇頁）。しかしそれは、「報告書の書き方が妥当でなかった」からであると強弁し、当時から「原子炉安全専門審査会では、仮想事故について炉心が溶融するという仮定はとっていない」（同一六二頁）と証言した。

しかし、わが国の学界でも炉心溶融まで想定されていると考えられていたことは周

知の事実（同一六二頁）であり、とくに、安全専門審査会の有力メンバーである三島良績教授がその著書（甲九五号証）に炉心溶融の想定を明記している事実にも照らしても、内田証言の虚偽性は明白である。

4 被告は、本件災害評価が極めて恣意的であるとの原告らの批判をかわすために、災害評価のために想定する事故は、「観念的な事象にすぎない」と強弁している。

この点に関して内田は、原告代理人からの「重大事故は起こり得るものでしょう」との質問に対し、「いや、そうじゃない。現実にはあるわけじゃないんです」（同二〇〇頁）と答えている。

この証言は、本件審査において内田も準拠した「立地審査指針」を故意にねじまげたものであることは明白である。すなわち右指針では、重大事故を、「技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故」と、明確に規定しているのである。

二、 つぎに、相矛盾した陳述が内田証言に含まれていることを示す事例をあげれば、以下のとおりである。

1 科学技術庁告示の形式で決められた、年間五〇〇ミリレムという放射線被曝許容量があるのに（同告示二条）、本件安全審査においては災害評価の際に、その五〇倍もの「めやす線量」が用いられていることの不当性を原告らは主張している。

内田は、原告代理人からの「どの程度の被曝を受けたら事故と称するのか」という質問に対しつぎのように答えている。「私の個人的な見解をもし言えば、OECDの原子炉事故に相当する問題といえますのは、告示に示



してあります五〇〇ミリレムパー毎年、これを越えるようなおそれのある放射能放出を伴うものは原子炉事故とってよいと思います」（第二回証言調書二七九頁）と。つまり、年間五〇〇ミリレムという基準線量が、事故災害の有無の判断としても機能すると明言しているのである。

ところが、同証人も「当然、OECDのいう原子炉事故の範疇にはいる」（同二五四頁）としている重大事故や仮想事故の災害評価に関しては、「目安線量と・・・平常時の許容被曝線量の五〇〇ミリレムとは、全く考え方が違うわけです」（第三回証言調書三三頁）と、五〇〇ミリレムは事故時には使用できないと証言して、さきに証言したと矛盾したことを平気で強弁しているのである。

2 ECCSが不作動ないしはその機能を発揮しない時には、炉心は完全に溶融するということは周知の事実である。内田も、「冷却系配管がギロチン破断をして、しかもその時に、ECCSが全く働かないという仮定を立てれば、これは、家に火をつけて水をかけない場合と同じですから、燃料の大部分は溶融せざるを得ないと思います」（第二回証言調書一二二～一二三頁）と、正當に認めている。

ところが、ECCSの性能を無視することを前提としたはずの仮想事故でも、炉心は溶融しないと内田が強弁していることに対し尋問された時には、炉心がどの程度溶けるか不明であるとして、右の証言と矛盾したことを平気で陳述しているのである。すなわち、「ECCSの性能を無視すれば、炉心が重大事故と同じような形であるとは思いませんですよ。

ただ、ですから、一部分は溶けるとは思いますよ。ですから、炉心が一〇〇パーセント溶けるといふ・・・、そういうことはありうると思ってないわけです」（第三回証言調書二一四頁）と。

3 伊方原子力発電所の安全審査における災害評価は、想定事故の選定および事故経過の想定がまったく恣意的に行なわれたため、原告ら周辺住民の被る災害が極端に過小に評価されている。

被告はそれを正当づけようとして「起こりにくさ」ということを持ち出してきている。内田も、災害評価に当っては、「想定不適當事故」という判断が働いているとし、発生確率が「国際的には $10^{-6}$  くらいを目標にして、もう少し厳密に言えば $10^{-7}$  よりも小さいということがはっきりするようなのは、想定しないわけです」（第二回証言調書一四四頁）と証言している。

ところが、ラスムッセン報告でさえも炉心溶融の発生確率は「二万年に一回」と、 $10^{-7}$ （一千万年に一回）よりはるかに高く推定されているという事実（第三回証言調書一六五頁）があるのに、「炉心溶融ということとは（発生確率が）非常に小さいということやっていない」（同二〇一頁）と矛盾した証言を行なっている。

さらに、それでは、炉心は溶融しないが放射能だけが出てくるといった全く不自然な事態の発生確率がどれ位であると判断して想定したのかと追及されるや、「審査会におきます立地評価の場合にはそういうことは考えてないです。そういう評価まではしとりません」（同二〇四頁）と逃げ、さきにあげた $10^{-6}$  とか $10^{-7}$  とかいった数字は、「私が

個人的に出し」ただで、「立地審査指針の中にそういう確率評価をしろ」というところまではいってないわけです」（同二〇五～二〇六頁）と告白しているのである。

つまり内田も被告も、災害評価に際して「事故の起こりにくさ」を考慮したかのよう主張してきたが、その基準は全く個人的、恣意的なもので、明示されたものが存するわけではなく、当然、本件安全審査でもそうした考慮など全くなされなかったことが明白となったのである。

### ≡原告らの主張の正当性

右にのべたことから明らかなように、内田は、被告の誤った主張を支持しようとしたために、その証言は極めて信憑性の低いものとなっている。しかし原告らからの反対尋問の過程で、原告らの主張に含まれている重要ないくつかの事実については、内田も認めざるを得なかった。それらの事実は以下のとおりである。

1 わが国の学者の中でも、多くの人が原子力発電に反対しているという事実、およびそれらの人たちは安全審査の委員に含まれていないという事実（第二回証言調書一八六～一八七頁）。

2 安全審査のための部会の成立には定数がなく、本件の場合、たった一人の委員だけで部会が成立するというナンセンスなことが認められているという事実（同二〇二～二〇八頁）。

3 塩見、松田両調査委員が安全専門審査会で承認されたのは、兩名の現地調査の後であり、同調査は八六部会として行ったものではないという事実（同二二三～二二九頁）。

4 本件安全審査当時は、美浜一号炉での

蒸気発生器細管事故の原因はよく分っていなかったという事実（同二七〇～二七一頁、および第三回証言調書一八三～一八四頁）、それにもかかわらず、本件審査では蒸気発生器細管の欠陥は、大きな原子炉の事故に結びつくものでないと何ら合理的理由なく判断したという事実（第三回証言調書一九〇頁）。

5 一次冷却材喪失事故時に蒸気発生器細管が外圧により圧潰すれば、ECCSの炉心冷却機能を著しく阻害するという事実（第二回証言調書三一〇～三一―頁）。

6 蒸気発生器二次冷却水の水処理に、リン酸ソーダ法に代って採用されているAVT法は、復水器から漏洩した海水中のマグネシウムの影響を抑制する能力を欠いているとの事実（同三二五頁）。

7 燃料棒が曲がりお互にくっついた場合には、燃料の破損あるいは熔融が起り得ると懸念されているとの事実（第二回証言調書二八六頁）。

8 安全審査で用いられた諸基準は、事実上は法的な基準として考えられているとの事実（第三回証言調書二二頁）。

9 平常運転に伴って環境に廃棄される放射性ヨウ素による放射線被曝については、本件安全審査は考慮しなかったとの事実（同八四頁）。

10 ラスムッセン報告では、地震を確率論的に評価しているだけという事実、および、地震を確率論的に扱うことに対して、わが国の地震専門家の間では、妥当でないとの意見が支配的であるという事実（第二回証言調書三九八～三九九頁）。

## 第二 証人村主進の証言について

被告は、証人村主進の証言をもって、原子炉の安全なることを詳細にわたって立証しようとしたが、同証人の証言内容からは、被告の意図に反して、同証人が本件伊方原子力発電所の安全専門審査会のメンバーとしての適格性を欠き、かつ原子炉の安全性についての証言をする資格をも欠いていることが明らかとなった。

すなわち、第一一回公判の主尋問の冒頭において、村主は、原子炉の安全性に関する基本的考え方について、「基本的な考え方の第一は、平常運転時において、周辺の公衆と従業員に対しまして、放射線障害を与えないような線量以下に被曝を抑えることですが、実際にはこれのみならず、アズロウアズブラクティカブルの立場に立って、さらに低い線量に抑えるということが第一点であります。」と証言しているが、ここに同証人の原子炉安全に対する基本的認識の欠如が、象徴的に露呈されているのである。

そもそも「放射線障害を与えないような線量」なるものは厳密には零以外にはあり得ず、こういう厳しい条件では原子力と人類の共存の不可能なることを配慮したICRPが、妥協策として提唱した極めて甘い条件の精神が「アズロウアズブラクティカブル」なのであって、決して同証人の言うように「放射線障害を与えないような線量」より「さらに低い」「アズロウアズブラクティカブルの立場」というものはあるはずがないのである。従って、村主の右証言はまったくデタラメである。

また、第一一回の公判の主尋問において、同証人の述べる原子炉安全設備の詳しい説明

は、何も特筆大書すべきものではなく、未曾有の危険物を内蔵する原子炉として最低限具備すべき設備の極く一般的、常識的なものを述べているに過ぎない。しかも同証人の説く安全性なるものは、これらの安全設備が満足に作動し、機能した場合にはじめて言い得ることであって、実際には原告準備書面(一二、一三)で明らかにされているように、これらの安全設備なるものは極めて実証性に乏しいものばかりなのである。要するに同証人の述べる安全性は単なる建前論の中にも看過すべからざる証言が含まれている。

例えば、第一回証言調書七八～八二頁に見られる原子炉停止系に関する重複性の説明に問題がある。同証人は三つの検出器から二つ以上の原子炉停止信号の出た時はじめて原子炉を停止する装置について、まるで安全系に多重性があるかの如く、素人に不慣れた術語を多用して、とくとくと説明している。ところがこの重複性なるものは、原子炉が誤信号によってむやみに停止しないようにする為にとりつけられているものであって、原子炉を停止することによって生ずる四国電力の莫大な損害を防止するためではあっても、公衆の安全を守るためのものでは決してない。むしろ公衆の安全を守る立場を優先させるのであれば、一つの信号でも原子炉を停止させる方がはるかに望ましいことは言うまでもない。

同証人の安全審査担当者としての不適格性は、第一三回公判の反対尋問において鮮明となった。

すなわち、昭和四七年七月一八日に行われた、核熱設計及び動特性、燃料取扱い施設に

ついでに検討を行う部会に欠席した他（第二回証言調書四五～四八頁）、同年九月二十九日の第五回部会のECCS検討会との合同調査という最重要な会議に欠席しているのである（同六三～六六頁）。欠席の理由として同証人は、他の重要会議への出席をあげているが、安全審査の会議以上に重要な会議とはいったい何であろうか。右の事実は、同証人の安全審査軽視の態度を如実に示して余りあるものがある。さらにこのような重要問題の審議にあたって、専門家と自称する同証人を欠いた状態で進められた本審査なるものも、極めて信頼性を欠くものと言わざるを得ない。

同証人は、欠席した会合の内容については、事後議事録を読んで確認していると証言しているが（同三一～三二頁）、被告が右議事録の存在を強硬に否定していることとの矛盾が気になったのか、原告代理人の再確認に対して、「議事録を見ましたと言う証言をしましたがけれども、議事録があったと言う証言はしておりません。しかし、議事録があった筈でございます」などという、何を言わんとしているのか皆目わからぬ証言をなしている。このような、問題をとりつくろふことのみ、きゅうきゅうとしている同証人の態度は、原子炉安全性の厳格な番人たる資質の皆無たることを如実に示している。

このように同証人は、自らの職責を果すべき重要な会議に出席もせず、審査に必要な重要書類を受け取ったことも確かでなく（同五五～五九頁）、会議に出席しなくても後日個人的に部会長にコメントする機会があると言いながら、実際には何もしておらない（同六六～六八頁）などの事実は、すべて同証人の審査員としての、ひいては安全性を説く証人

としての適格性を欠いていることを示しているのである。

さらに同証人は、安全装置の「実証性」についての原告側の質問に対して返答を拒否した（同二九頁）。原子炉の安全性に最も重大なかかわりをもつECCSの実証性について、その信頼性との関係において、極めて重要な点を質したにもかかわらず、同証人は仮定の問題に対しては答える必要なしとの理由で答えることを拒んだのである。ここにおいて、この裁判に対する被告の基本姿勢である、原子炉の安全性を広く深く一般国民に周知せしむるという高邁な理想（実は当然のことであって、理想なんていうものではないが）も地に落ちる破目となった。同証人はこのような質問に対してこそ理を尽して原告に説明をすべきであるにもかかわらず、極めて官僚的な言辞でもってこれを拒否したのである。

このことは、裏を返せばECCS及びその他の安全装置についての実証性に、被告自身もまったく自信をもっていないことを示している。すなわち、莫大な費用を投じて現在も行っているECCSの模擬実験（ローザⅡ）がこれを雄弁に物語っている。この実験は伊方原子力発電所の安全審査のあとで開始されたものであるが（同一四一頁）、同証人の証言によれば、この実験の目的は安全性を実証することではなく、安全余裕がどれくらいあるかを確認することにある（同一四三頁）ということになるが、これは明らかに詭弁である。もっとも、安全性は実証済みであるとする被告の立場からはこのような理由付け以外に考えられないのかも知れない。ところで、この理由付けの欺瞞性は、これに続く尋問の過程で明らかとなった。すなわち、安全余裕

を確かめてどうするのかとの問に対し、「安全余裕が残っておれば我々の考え方は正しい」「残っていなければこれはあの、我々は責任を取らなければいけないですねえ。」と証言をしている点において、まさにこの実験が実証性を得るためになされているものであることを明白に示している。このように考えてはじめて、この実験が莫大な費用（装置だけで三億円、更に一本一億円する模擬燃料棒を年間三本消費する）(同一三五頁)を投じてまで遂行されねばならない必要性が理解される。同証人が、他の唯一の理由らしい理由として述べている「改良していいものを作る」(同一五七頁)ことだけのために、かかる莫大な費用を投じることがそれほど必要な事であろうか。現在のもので確実に安全の保障が実証されているのであれば、このような改良は、ゆっくり手間ひまかけてメーカーがやればよいのである。

村主は、ローザⅡの実験を引き合いに出して、「この結果をたとえば伊方発電所に適用致しますと、……このような形式のPWRは非常に非常用炉心冷却系は有効に働くということが言えると思います」(第一回証言調書一六六～一六七頁)と証言している。しかし、この証言はローザⅡの実験結果の都合のよいものだけを実験条件を無視して抜き出し、あたかもECCSの実証性が示されたかのように述べたもので、明らかな偽証である。

すなわち、ローザⅡの実験の中で実用炉に対する模擬の比較的よいものであるラン四一三の実験(甲六〇号証)に示されるように、ローザⅡの実験ではECCSによる冷却は確認されていない。それにもかかわらず、村主は、右実験を無視して冷却材の温度差を一〇

度Cしかとっていないラン三〇七の実験(乙三〇号証一四二頁図八・一三)等に基いて、逆に右結論を出したものである。村主が何と偽証しようとしても、ECCSが作動することが確認されていないことはアメリカのロフト実験によって明白なのである。

しかも、同証人は、自分の専門分野であるECCSの実験に関する証言の随所で(第二回証言調書一八一～二一五頁)、自分の不勉強ぶりを暴露し、そのため、「私一日二四時間しかなくて一年三百六五日……」(同一九四頁)等と言いつせざるを得なかったわけであるが、特に、多額の費用をかけ、自分が統轄しているローザⅡの実験についてすら、十分その内容を知らないとは驚くべき無責任さであり、安全審査に携わる人間としては余りにも不適格である。

### 第三 証人三島良績の証言について

#### 一 信憑性に欠けた証言内容

証人三島の証言には、以下に示すように、明らかに虚偽や相互に矛盾した内容が含まれており、その信憑性は極めて低い。

まず客観的に判断して、明らかに虚偽の証言である箇所や、科学者としての良心の欠落していると思えない箇所等を列記する。

1 「……それ(繰り返し応力)の疲労で破損することがないようにということを検討することになっております」(第一回調書一一〇頁)ということは、審査に際して検討しているから安全と解せる発言であるが、どのように検討するのか定かでない。十分に検討していない証拠は、美浜一号折損事故(甲三三七～三四〇号証)また高浜二号炉の同様

事故（甲二九七～二九八号証）によって証明された。美浜一号炉や高浜二号炉は三島が直接審査を担当した炉であって（第一回調書一〇頁）、当然上述の検討をしたはずのものである。しかし、その燃料は折損したのである。このことは、ずさんな審査を行った前歴があることになる。あいまいな表現のまま、「検討することになっております」とのみ語る三島は科学者として無責任との批判を免れないとともに、その証言に信をおくことはできない。

2 曲り対策としてボトムオフの有効性を説明し、「実際にそういう処置がとられて、今、日本で燃料というのは、その時からあと作る場合は、一応全部底が上げてございますが、上げましたら、曲がりの発生率はがぜん減りました」（第一回調書二一八頁）「それでも僅かは曲がる、ただ程度は軽減されておると思います」（第一回調書二一九頁）と証言している。しかし、そのような対策を講じた後もなお曲がり事故の発生を抑えることに成功していないばかりか、その曲がりの程度が軽減されるどころか、危険な方向に進んでいることを事実は示している（原告準備書面（一二）三九五～三九七頁、甲九四号証の三）。この事実は、右の証言が虚偽によるものでなければ、事実認識を欠く無知によるものであることを示している。

燃料が大きく曲がっても「一番悪くいってもその燃料が接触して（DNBをこえ焼損して）破損燃料になるということだけ」（第一回調書、二二四頁）と、予想される事態を軽く考え、制禦不能の事態発生の可能性を考慮していないことを述べている。しかし、第二回証言では曲がり事故の事態の吟味に基

礎をおいた原告の追及に、圧迫による案内管を押しまげる可能性を認めざるを得なくなった（第二回調書一一五頁）。さらに、その曲がりの程度の定量的考察は、制御棒操作に支障の生ずる可能性があるが、制御棒案内管の強度が抵抗するから大丈夫と、不合理な証言をしている。（第二回証言調書一二〇頁）。この理由の不合理さについては、原告準備書面（一三）の六一〇～六一一頁に述べたとおりである。この証言を通じて明らかになったことは審査に当って重大な見落としをしていた事実を、曲がり事故の事態の根拠をおいた定量的考察から指摘され、苦しまぎれに、思いつきの理由を挙げて大丈夫と言わざるを得なかった姿を浮き彫りにしている。

3 LOCA時の挙動を説明して、温度上昇の理由として崩壊熱を挙げている。そして温度上昇の速度については、「短時間に一秒とか二秒内にあつという程あがりませんけれども、分のオーダーぐらいで燃料の温度がどんどん上がって行って……………」（第一回証言調書二三〇頁）と証言している。現実には、「あつ」というほど早く、数秒で摂氏千度近くまで被覆管温度が上昇することはよく知られている。（乙一八号証）。このことを指摘された三島は、その証言を訂正せざるを得なかった（第二回証言調書二四三頁）。LOCAの厳しさをこの程度に安易に考えて審査に当たったことを露呈し、虚偽の証言をなしたことを裏付けるものである。LOCA初期の温度の急上昇の理由を、三島は崩壊熱に求めたが、その原因の主なものは蓄積熱にあることはよく知られている事実である。高温のベレットに蓄わえられる莫大な熱の恐ろしさを考慮に入れるべきことを無視したことは重大な誤り

であって、その無知が「分のオーダーくらいで………」というのんびりした評価をさせることとなったと思われる。安全審査委員会の無知は、その審査そのものの公正さを疑わしむるに十分である。

4 LOCA時の破裂燃料について、三島は多くても四割程度と証言している（第二回証言調書二二〇頁）。しかし、バブックス、ウイルコックス社などは、アメリカ原子力委員会の公聴会において、七〇パーセント程度の破裂を予測している（甲一三七号証）。いづれにしても、四〇～七〇パーセントと少なからぬ燃料は破裂するのである。ところが、原子炉安全専門審査会は、伊方炉の審査において、LOCA時におけるECCSの機能に関連して「燃料被覆が著しく破損しないこと」さらに具体的には「核分裂生成物流出に寄与する破損被覆に占める割合が十分小さいこと」の基準への適合を要求し、審査の結果はその要求に十分適合していると判断を下している（被告準備書面三三四頁）。三島は破裂燃料は核分裂生成物の流出に寄与することを当然のことながら認めている（第二回証言調書二二八～二二九頁）。そして三島は、破裂燃料割合が四割も破裂しても上記の基準（十分小さいこと）に十分適合すると考える根拠を求められてしどろもどろとなり、遂に絶句せざるを得なくなった（第二回調書二三三頁）。このことは、自らの定めた基準の意味すら審査会の中で理解されていなかったことを意味しており、三島は審査委員として欠格であると断ぜざるを得ない。

5 LOCA時の燃料被覆の健全性保持に関しては、被告は三つの基準を明らかにしている。すなわち、①燃料被覆が著しく破損し

ないこと、②事故の全期間にわたり炉心の適切な冷却が確保されること、③著しい金属-水反応を起こさないことおよび水蒸気-ジルカロイ反応による酸化によっても残存金属量 $F_w$ が八五パーセントを下回らぬことを重視している。そのことを保証するために、炉内条件を変えたときにどのような事態に被覆管がさらされるかを知る目的で、パラメーター・サーベイが参考資料として提出されている（甲七九号証一三五号証）。そのことをめぐる三島の証言は、三島の無知と責任とを浮きぼりとした。

三島自身、認めるように、パラメーター・サーベイにおいては、そのパラメーターをできるだけ広い範囲でとった方がよりよいことは自明のことである（第二回証言調書二五一頁）。ところが、このサーベイでは六・七パーセント過出力相当のところまでしかその幅をとっていない。DNBの審査などでは一二パーセント過出力でその安全性の検討がなされているのと比較すると、パラメーターの範囲は小さすぎるることとなる。そのことを質問されて、三島はまた答えに窮してしまい、絶句せざるを得なかった（同二四九～二五〇頁）。

さらに、安全審査において、事故期間中の健全性確保を認めた時の根拠として挙げた被覆管最高温度——四六度および残存金属割合九〇パーセント以上（被告準備書面三三四頁など）は、同資料中のどのケースかと尋ねられて、やはり答えに窮し、「ケース⑤ではないか」と答えている（第二回証言調書二五六頁）。しかし、実際はケース④であって、燃料の審査を一手に引受けたとする三島は虚偽の証言をなしたのである（第二回証言調書二五五～二五八頁）。



このケース④では、内面酸化はまったく考慮されていない。三島も認めるように、内面酸化を考慮して審査はなされるべきであって（第二回証言調書二五七頁）、現行の安全評価指針でも、内面酸化は外面と同等または同等以上に扱うべきことを要求している（甲八五号証、原告準備書面（一三）三一六頁）。この点においても、パラメーター範囲がせますぎること三島は気付くことなく審査を行ったのである。内面酸化を僅か〇・五見込んだケース⑥でも被覆管最高温度が一二〇〇度Cをこえて一二二六度Cにもなり、残存金属量も八五パーセント以下となる事実を指摘された三島は、しどろもどろになってしまふ（第二回証言調書二六三～二七八頁）。このように内面酸化の過小評価による不完全なサーベイにおいてすら上記基準に合致しないケースが生ずることを見すごしているのである。当時の基準では、「約」がついていたからよいのだと強弁し続けた三島も、伊方原子力発電所と同じ加圧水型原子炉では、最高温度附近がなだらかに長時間にわたって続くので一二〇〇度Cを越えては困ると認めざるを得なくなった（同二七六頁）。三島自ら、虚偽の証言をしていたことを認めたのである。

さらに三島は、ケース⑥の内面酸化割合〇・五は充分大きく見込んだ値であると証言したのであるが、原子力委員会による安全評価指針（甲八五号証）や日本原子力研究所のデータ（甲八〇号証）を見れば明らかなように、三島の右証言が誤りであることは余りにも明白であると言わねばならない。

三矛盾する証言

次に、三島証言のうち、相矛盾した箇所を以下に述べる。

1 三島は、「・・・実際にECCSで、一番被覆管に対して破損させるような状態になるときがいつだということを考えて、その温度で燃料被覆管の耐強度と比較して大丈夫なのはどのくらいまでか、そういう実験データを元にして検討しておりまして・・・。」というのが妥当であろうという判断などしているわけでございます」と証言している（第一回証言調書二五七頁）。すなわち、使用中または使用済の燃料についての各種条件下の強度の実験データと、ECCS作動時の被覆管にかかる応力を考慮して、燃料の妥当性を審査しているということである。

しかし、この証言がまったくの誤りであることは、原告の反対尋問に対する支離滅裂な証言において暴露された。すなわち、原告の鋭い反対尋問にしどろもどろとなり、「日本では現在実際の燃料の照射後試験の施設はございません」（第二回証言調書一〇九～一一〇頁）と強度試験の不能なことを認め、さらに、バースト・ロッドに関する実験で不当な企業秘を尋ねられて、「機械強度テストでは検討するだけのデータがまだ出ていないと思います」（第二回証言調書三三三頁）、「（破裂した被覆管がどの程度の応力荷重に耐えられるかについては）そのようなデータがちゃんとございませんわけですね。今のところ」（同三三八～三三九頁）と強度評価の実験的根拠の欠除を告白してしまった。その上、LOCA時の実際の応力勘定はまだオーソライズされたものはなく未解明と認め、燃料被覆の強度との「比較論をやるというほどにちゃんとしたモデルが評価できるのがないという感じでございます」（同三二八頁）と証言している。第一回証言を検討し、妥当だと認め



たとする根拠を自ら掘り崩してしまっている。このことは、三島の証言の信頼性を決定的に失わせしめたものと断ぜざるを得ない。またこのことは、同時に、安全審査会の実態をうかがいしるに十分である（原告準備書面（一三）三三四～三四九頁）。

2 三島は、本件原子力発電所の安全審査において、想定事故の評価に参加していると言言している（第二回証言調書三四三頁）。

従って、想定事故のうちの仮想事故の内容に関しても審査に参加したことは言うまでもない。そして、三島は「仮想事故としては、炉心の溶融は考えていない」と証言するのである。ところが、三島の最近の著書「燃料工学」の中では、仮想事故においては、燃料被覆管や燃料ペレット（心材）が溶け、炉心溶融に至る経過を明確に記述している（甲九五号証）。この点を質問された三島は、ここでも立往生し、ついに「改訂版を出すときに直すことになっております」と証言したのである（第二回証言調書三五〇頁）。

この間の経過を通じて、以下に述べる事情が明らかとなった。すなわち、三島は、仮想事故として深刻かつ破局的な事態を考えないと述べることによって、仮想事故の審査内容についての虚偽の証言をなしたか、さもなければ、審査時点の昭和四七年から同著刊行の昭和四九年の頃には、仮想事故の内容についてまったく無知であったかのいずれかである。前者であるとすれば、裁判所をないがしろにするものであり、後者であるとすれば、公正な審査をする能力を欠いていたことを露呈するものである。

しかも、改訂の際、修正すると述べているが、昭和五〇年発行の改訂版においても修正

されていないのである（同三五〇頁）。審査にまじめに参加していたのであれば、その矛盾に容易に気付いたはずであり、改訂版にその誤まりを引き継ぐことは考えられないのであって、このこと一つみても、証人の学問的な誠実さをさえ疑わしめるものである。したがって、証人の証言は公正であるというよりは政治的意図的なものであり、矛盾に満ちたものであると判断せざるを得ないのである。

#### 第四 証人黒川良康の証言について

##### 一 信憑性に欠けた証言内容

黒川証人の証言内容には、放射線の人体への影響に関する専門家との被告のふれこみを疑わせるような箇所や単なる伝聞に基づいた部分、さらには、わけのわからない陳述、などが含まれており、右証言は著しく信憑性に欠けたものと言わねばならない。以下に、右のことを示す。

1 証人黒川が提出した業績リストには、放射線の影響に関する専門家であることを誇示するかのよう論文などがあげられている。しかし、その中には、まさに羊頭をかかげて狗肉を売る、といったものも多い。

たとえば、「トリチウム—その性質と挙動」という名の論文は、トリチウム研究専門委員会報告書で、その中で同証人が分担したのは僅か二頁で、しかも同証人の専門と関係のない「核燃料の再処理」の解説にすぎない（第二回証言調書一六～一七頁）。さらに、「トリチウムの半減期は」との原告代理人のトリチウムの基本の基本たる事項についての尋問に対し、「そういうものは、本を見ればわかりますんで覚えておりません」（同一九頁）と平然と答え、トリチウム研究委員会メンバ

一であること(同二〇頁)を忘れさせるほどである。

また、「環境被曝線量評価」というもっともらしい名の論文も、約六〇人の共同執筆による本で、その中で同証人は、やはり放射線と直接関係のない平均寿命統計を一頁程度報告しているだけにすぎない(同二九～三三頁)。

2 黒川証人はその主尋問において、放射線の大線量被曝の影響についても、「勇敢な」発言を行っていたが、原告代理人の尋問を受けて、その勢もずいぶん弱ったように見える。「三〇〇レム以下では治療しなくても治る」との証言の出典を聞かれた同証人は、「アンドリュースに聞いた話」(同一一三～一一四頁)と答えるのみである。そして、「何も治療しないでほっとくわけですね」との問に対し、「いや、それは一日も早く健康にして、より起こる可能性を防ぐということ、これは医者の仕事ですから」(同一一六頁)と、あいまいな答弁が返ってくる。

さらに、右のアンドリュースの話の約一〇年前に、「放射線細胞生物学」という本の中に、三〇〇レムの被曝をすると、三〇日以内に半分の人が死ぬ、と記載されていることについて聞かれた同証人は、そうした「報告は前からまとめられていることは知っています」(同一一八頁)と平然と答え、右の伝聞との矛盾についても何のコメントもなしといった有様である。そして黒川によれば、「心配しなくてもいいんだよということを言ってやる」精神的治療が、放射線被曝に「非常に役に立つ」(同一九二頁)とのことである。

3 黒川は、その主尋問において、五〇レム以上被曝すると白血球の減少が起こる(第

一回証言調書四八頁)とか、五〇レム以下では、血液の染色体の異常と線量との間には直接関係が見られない(同七二頁)などと証言した。このことに関し、原告代理人から、千葉市で起こったイリジウム被曝では、五〇レム以下である九レム程度でも、白血球や精子の減少が認められたことを問われ、その事実を認めざるを得なかった(第二回証言調書六一～六三頁)。しかし、それまで「五〇レムといったのは全身線量です」(同六一頁)と言っておきながら、「血液を主体としてお考えになる場合には、やはり骨髓」の被曝線量を考えねばならぬ(同六四頁)と言い出し、イリジウムによる被曝も「骨髓線量では、たしか一〇〇レム近い値だったと思う」(同六一～六二頁)と証言。しかし、その根拠を問われると、文献は覚えていないが、治療に当たった人たちから伝聞した(同六八頁)との一点張りで、五〇レム以上を死守する構え。しかし、イリジウムによる被曝が一名を除いて全身均一被曝の条件に近いという事実を指摘されると、「私は、直接この人達にタッチしてませんから、もので読んだだけで記憶が間違っているかもしれませんけれども、少なくとも、私はそういうふうに思っております」(同二三八頁)と極めて無責任な返答しか返ってこない。

また、広島市の被曝者の中から五〇レム以下でも白血病の発生が見られたとのデータを認めつつも、依然として五〇レムに固執した(同七九頁)。しかし、しきい線量値についてだめを押されると、「しきい線量というのは何と考えるかは別としまして、しきい線量五〇(レム)くらい・・・一〇から五〇の間でしょう」(同八〇頁)と、だいぶ下っ

てきて、五〇レムしきい値説を、実質的に変更する気配を示してお茶を濁した。

4 黒川は、その主尋問で、「立地審査指針」の甲状腺めやす線量、小児一五〇レム、成人三〇〇レムでは何の障害も起こさないと証言した。しかし留保条件として、子供の場合一五〇レムで甲状腺ガンを起こしたとの報告が一例あったように思うと述べ、再調査を約束していた。このことを反対尋問で原告代理人から問われ、「その後、調べる暇がありませんでした」（一九四頁）と答える始末である。一九六二年に、七〇レムでも甲状腺ガンが発生したとの報告についても「覚えておりません」（同一九五頁）との証言である。

さらに、大人の場合に、三〇〇〇レム、あるいは二〇〇〇レムというところで甲状腺ガンが発生すると、主尋問で証言したことについても、「それには、やはり幅もあります」と答え、幅というのは「たとえば数レムから二〇〇〇レムオーダーまでの幅か」と問われ、「そこまではないでしょうね」（同二〇一頁）と、実にあやふやな対応ぶりである。

5 黒川は、主尋問の中で、同証人の治療の経験として、結核の治療で五〇レム近い被曝を受けた人たちの中からも障害者は出ていないと証言した。しかし、原告代理人の反対尋問に対し、患者すべての追跡調査はやられていないこと（同八三頁）や、専門家として研究したのでもないこと（同八四頁）を認め、「一般的に内科の連中が、白血病が出たとも、ガンが出たとも思っていない」こと（同八四頁）を言ったにすぎないと、またもや無責任な証言をした。

6 低線量の放射線によるガンや遺伝的障害の発生数の推定について、黒川証人もBE

IR報告の計算結果を権威あるものと認め（同一五八～一六三頁）た。しかし、それは計算にすぎず、実際には障害者は出ないと証言。しかし、「あなた言えるの、そういうこと」と追及され、「いや、じゃあ、出たという証拠もないでしょう」（同一六五頁）と居直り、「未知は安全なり」との、原子力推進派に共通の姿勢を示した。

7 自然放射線の地域差なるものが、「電離箱を用いた野外の測定」（同八八頁）で得られた結果であることを黒川も認めフィルムバッジ等をつけて、実際の生活条件での被曝量の調査はやっていない（同九〇頁）ことも認めた。さらに、主尋問で証言した「西高東低」問題、つまり関東より関西の方が自然放射線量が多いが、寿命は関西の方が長いということについて、同証人は、「放射線以外に自然環境の中で、平均寿命に関係する因子がたくさんある、ということを示し上げておるんで、放射線を受けたから、長いというてらんじゃない」（同九八頁）と弁明せざるを得なかった。

8 原発周辺で幼児の死亡率や、犯罪、及び精神異常の発生率が、ドレスデン原子力発電所の放射能の排出量と平行関係を示すと、スタングラス教授の調査結果について、黒川は、「風下と風上とを取りちがえている」（同二一七頁）との批判があると証言した。しかし、原告代理人から、一基の原子力発電所周辺で調べた結果でないかと聞かれ、「そんな記憶はあまりない」（同二四二頁）と、批判の受け売りにすぎないことを暴露した。

三原告らの主張の正当性

右に述べたように、黒川の証言は極めて信憑性のうすいものと言わざるを得ないが、

なお、同証人も、以下に列記するような、原告らが主張している重要ないくつかの事実については認めざるを得なかった。

1 トリチウムが遺伝にとって大きな問題であるという事実(同二五頁)と、そうした見地を立てて見直した場合、職業人被曝線量問題に対して、あらためて、切実で深刻な疑問が生じてくるという事実(同二六頁)。

2 一九七三年においても、広島、長崎の被爆者のリンパ球には、未だに様々な染色体異常が残存し、その頻度は被曝線量と比例しているとの事実(同四九頁)。

3 自然放射線量の多いインドのケララ地方では、人間の染色体異常が認められているという事実、および、ほかの遺伝的な疾患があるとの事実(同一〇五～一〇六頁)。

4 放射線が遺伝的障害を起こす一要因であるとの定説が存している事実(同一二二頁)。

## 第五 証人宮永一郎の証言について

### 一 信憑性に欠けた証言内容

証人宮永の証言内容には、以下に示すように、明らかに虚偽や口から出まかせの箇所、あるいは相矛盾した部分が含まれており、その信憑性は極めて低い。

1 宮永は、伊方原子力発電所の排気筒および排水口から環境にすてられる放射性廃棄物の量は、同型の先行炉の実績から推定したと証言している。しかし、原告代理人からそれを裏付ける内容について質問を受けると、つぎのような、虚偽ないしは口から出まかせの証言を行い、先行炉の実績なるものも、まじめに検討していないことを認めた。

(一) 参考とした我国の先行炉の中に、本件安全審査後二年もたつて運転開始した高浜

原子力発電所をあげ、原告代理人から注意されると、「なるほど、先行炉という意味ではその時点でのアメリカの実績、日本では美浜一、二号あたりです」(第二回証言調書一一頁)と訂正している。しかし、お気の毒なことに、美浜二号炉も本件安全審査終了直後からようやく運転を開始しているのである。

(二) 宮永は、美浜一号炉の実績を参考にしたと証言しながら、同発電所の排水口附近のホンダワラに、本件安全審査で推定された値の数一〇倍のコバルト六〇が含まれていたことを原告代理人に指摘されると、「実際に美浜で(コバルト六〇を)どれくらい出していたのかわかりませんから」(同一五五頁)と証言し、本当は実績の調査などやっていないことを暴露した。

(三) 伊方原子力発電所とほぼ同出力のアメリカのジンナ原子力発電所で、昭和四六年に、年間三万一八〇〇キュリーもの放射性気体が環境中に放出されており、これは実績より四～一〇倍多い目に評価してあると同証人のいう伊方原子力発電所の放出量の約一・三倍にも達している。このことについての原告代理人の問いに対し、同証人は「アメリカでは、蒸気発生器細管破断のときにもリークを許してるわけです」(同一八頁)と、蒸気発生器細管の放射能漏れに責任を転嫁しようとした。しかし、ジンナ原子力発電所では昭和四六年には蒸気発生器細管破断事故は起こっていない(甲六三〇証一四四頁、表4・2)。宮永の右証言も明白に誤りである。

(四) 平常運転時に環境にすてられる放射能の源である燃料被覆材の破損率が、玄海一号炉の安全審査では五パーセントとなっているのに、本件安全審査では一パーセントと過

小評価されている。このことを原告代理人から指摘された同証人は、「五パーセントというのは、先ほども申し上げた欠陥率から言うと、もうほんとに、瞬間的な上限でございます」と証言している（同二六～二七頁）。すなわち、ある瞬間だけ燃料被覆材の破損が増えるかのごとき表現を使って煙にまこうとしているのである。

しかし、燃料の破損は、同証人も別のところ（同三五頁）で認めているように、運転時間とともに段々と増加していくものなのであり、もし五パーセントの燃料破損が生ずれば、それは、瞬間的ではなく、かなり長期に継続することは燃料の炉心での挙動を知るものの常識であり、同証人は、そのことを知ってか知らずにか、虚偽の証言をもって言い逃れしようとしたのである。

2 宮永は、風洞実験については専門家ではないと断わりつつも（同六八頁）、風洞実験の確からしさについて証言の多くを割いている。しかしその証言は、風洞実験の信頼性の無さを改めて教えている。

(一) 安全審査基準の一つ「気象の手引」には、現地での発煙実験などが推奨されている。何故本件安全審査では同実験を実施しなかったのかという原告代理人の質問に対し、同証人は、風洞実験によって敷地内の建物の吸込み効果によるダウンウォッシュ現象を調べること（同六〇頁）と、現地実験では「求める方向に吹く気象条件というのをきちんと捜すのも非常に難しい」し、現地では「風は絶えずふれた状態」で観測しにくいこと（同六四頁）を理由にあげている。しかしダウンウォッシュ現象を風洞実験で正確にとらえることは、後述するように困難であり、また

「風が絶えずふれている」現地の複雑な条件を風洞実験で解析することも、現地実験以上に困難なことを同証人は隠している。

(二) 風洞実験での拡散実験は、秒速一メートルの風の中で行われたが、一〇〇〇分の一模型でのこの風速は、実際には秒速一キロメートルにも達することは同証人も認めた。（同八一頁）。しかし同証人は、拡散実験では、「風（速）は、パスキルの式ではご存知のように、分母に入ってくるだけ」なので、相対的な濃度分布を調べるのには問題は無い旨証言した（同八二頁）。そもそも、パスキルの式が適用できないために風洞実験をやっているのに、風速の相似則を正当化するのにそのパスキルの式を持ち出して平然としている同証人には驚くほかない。同証人が風洞実験採用の第一の理由にあげたダウンウォッシュ現象も、相似則の保証の無さのために、一五〇分の一の模型による風洞実験でさえ、信頼性なしとして四日市公害裁判で退けられたこと（同八四～八五頁）さえ知らない同証人には、無理からぬことであろうが、

3 排水口からすてられる放射性廃棄物による放射線被曝を推定する際、海水や漁具からの体外照射が体内照射を上回ることは周知の事実である。ところが宮永は、内部照射による被曝の方がずっと大きいと証言している（同一五九頁）。東海村の再処理工場の安全審査報告書に基づいて、右の相違を問いただした原告代理人に対し、同証人は、「東海村の計算なんかも根拠にした」ことを認めたかと思うと、「その審査の書類は知りません」と述べ、（同一六〇～一六一頁）、右の有名な報告結果さえろくに検討していないことを暴露した。

そして、これに対し同証人は、ベータ

昨年中は絶大なる御支援感謝すると共に、新春に当り、なお一層頑張り原発粉碎に努力したいと誓を重くしている次第です。

今年も昨年中に変わりなく御支援を希望してやみません。よろしくお願い致します。

お互い、good happy な年にしましょう。

保内町磯崎 原告 西村 州 平

明けましておめでとう御座居ます。

昨年は、絶大なる御支援、御協力有難う御座居ます。いよいよ今春、判決と決まりました。判決の結果とは別に、私達の更なる闘いは続きます。一生懸命頑張る覚悟です。尚一層の御支援御協力を御願いしまして、新年のあいさつに変えさせていただきます。

#### A Happy New Year

保内町磯崎 原告 西村 文 平(25才)

#### 謹賀新年

反原発に全力を挙げておられる同志の皆さん。明けまして御目出度う御座います。長い苦しい闘いとは云え、負けられないこの運動。無条件絶対反対「公害の実体そして政治公害」。勝利我等にあり、今年も一層発奮、地域のため闘うことを誓い前進致しましょう。

1978年元旦

伊方町九町 原告 広野 房 一

新春を迎え御目出度う御座います。いよいよ判決、そして2号炉と、気概を以て必勝を期し闘うものであります。結審迄の皆様の御支援は心に刻み忘却は出来ません。今年も変わらない御支援を希い、皆様の御多幸を御祈り致します。

保内町川之石 原告 福野 誠 一

新春を迎え、苦闘10年の御協力有難う御座います。今後共に宜しく御願ひ申し上げます。全人類を破滅にする原発を阻止するのは、知識の武装によるの他に道なし。街頭放送何千回其の数を知らず、今後も猶一層の強化を図る決意を固めています。米国の連邦エネルギー局長は、国内の原発工場から大事故が発生することを確信していると云う。我々の勝利はその時点か。 昭和53年新春

伊方町九町 原告 松田 恒 敏

#### 訂正とおわび

前号の「拜啓 柏木裁判長様」の文中(17頁左2~3行目)に次のあやまりがありました。

いたずらに(誤) → ひたすらに(正)

小野さんと読者の皆さんに御迷惑をおかけしましたことをおわびします。 事務局

#### 会計報告('77.12/16~'78.1/13)

##### 収入

会 費	105,000
ニュース購読料	105,050
カンパ	39,500
準備書面売上金	50,000
計	299,550

##### 支出

ニュース代金	55,900
郵送料	11,904
為替手数料	3,170
計	70,974

##### 差引

228,576

(借入金返済に充当)

借入金現在高

1,307,772